

# 警察・商工労働委員会

- 1 期 日 平成20年12月12日（金）
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 東 保幸  
副委員長 中村道徳  
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、  
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

## 6 付託議案

- (1) 県第106号議案 広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例案
- (2) 県第107号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案
- (3) 追県第15号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第4号）中所管事項

## 7 報告事項

[警察本部]

- (1) 平成21年広島県警察年頭部隊訓練の実施について
- (2) 「第14回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会」の交通対策について

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (3) 県内企業の派遣労働者等の雇用調整への対応について
- (4) 金融環境の変化により影響を受ける中小企業者等に対する金融支援について

## 8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名

[警察本部関係]

- (3) 付託議案

県第106号議案 「広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例案」外2件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（金口委員） 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について、何点かお尋ねします。

警察署は、地域住民の安全・安心のよりどころであります。今回、木江警察署が廃止されるということで、地元住民にとりましては不安を持たれると思っております。このことが、木江警察署がある大崎上島の住民だけではなく、これまで木江警察署の管轄でございまして、今度広署に統括されます大崎下島とか豊島の住民にとりましても同じではないかと思っております。

こういった住民の不安を解消するため、木江警察署がなくなった場合の補完措置をきちんとやっていくことが最も大切ではないかと思っております。

このことにつきましては、一般質問の中で森川議員が触れられておりますが、改めてどのような補完措置を考えておられるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○答弁（警務部長） 県警察におきましても、地元住民の皆様には不安やとまどいを生じさせないこと、さらに利便性を低下させないことが非常に重要であると考えており、警察署の廃止に伴いまして、さまざまな措置をとっていくことといたしております。

具体的に申しますと、現在の木江警察署庁舎を、警部を長といたします分庁舎として運用することといたしております。勤務員が島内を24時間パトロール可能な体制を整備して、事件・事故に即応することといたしております。

それから、運転免許証の更新などの許認可事務につきましても、原則、従来どおり実施いたしまして、利便性を低下させることがないように配慮することといたしております。

それからまた、地元から強い要望がございまして大崎駐在所の複数化についてでございますが、これも先般の一般質問において同駐在所員への増員配置によりまして複数駐在所として運用する方針を表明したところでございます。

さらに、広警察署に管轄変更となります大崎下島、豊島に所在する2つの駐在所は、現行体制を維持することで、引き続き治安の維持に万全を期すことといたしております。

○質疑（金口委員） 24時間パトロールが可能な体制をつくられる、また免許証についても、更新その他につきましても、従来どおりそこできるといえることになると思いますが、住民の不安解消とか利便性を確保していくことに、やはり御配慮される必要があると思っておりますし、同時に、広報活動は最も大事だと思うのです。島の人から見ると、木江警察署がなくなるということで警察官が引き上げていくのではないかと、運転免許証の更新は、今度は竹原へ行かないといけないのかという、いろいろな不安感を持っておられると思っております。これまでも事前の周知はされてきたと思うのですが、来年4月に向けて、より一層の広報活動が必要ではないかと思つ

ておりますが、どのようにこれからやっていかれるのか、お尋ねします。

- 答弁（警務部長） 私どもにおきまして、それぞれの地域の皆様方に不安や混乱が生じないようにするために、さまざまな機会や広報媒体を活用して、警察署廃止後の警察体制、許認可事務の申請窓口につきまして、周知徹底を図る必要があると考えております。

条例の可決をいただきましたら、来年4月1日までに、住民の方々に対する積極的な広報をしっかりとやっていきたいと考えております。

具体的に申しますと、広報用チラシの配布、交番駐在所等連絡協議会などにおける説明、県警ホームページへの掲載、それから警察署や交番駐在所の広報紙への掲載を行っていきますとともに、県や関係市町の広報紙への掲載、テレビや新聞等に報道をお願いするというところで積極的な広報を実施いたしまして、その周知を図っていくことにしております。

- 要望（金口委員） しっかり広報活動していただきたいと思います。私は、警察署の再編とか統廃合、行政区域と警察署の管轄区域の整合性を図るということは、重要なことだと思っておりますが、やはり、安全・安心を県民とともに築いていくということが、一番重要ではないかと思っております。地域住民の不安の解消と利便性の確保に努めていただくよう、この点をこれから十分に配慮し、これからの活動に生かしていただくことを要望いたします。

- 質疑（大曾根委員） 金口委員の関連質問ですが、県境を越えた警察の協力体制についてお聞きしたいと思います。

ことし11月18日に、豊島大橋が開通しまして、愛媛県の岡村島まで陸続きになったわけです。非常に行き来が便利になったわけですが、もし岡村島に凶悪犯罪が発生した場合に、愛媛県の今治警察署から警察官が駆けつけてくるよりも、管轄外であるけれども、広島県の広警察署内から行った方が早いというケースが出てくると思います。そういう場合に、県境を越えた協力体制がどうなっているのか、現状はどうなのかについて、まず質問したいと思います。

- 答弁（警務部長） 愛媛県岡村島の対応でございますが、平成10年に岡村大橋が供用されました際に、両県の管轄区域が陸続きとなるということで、当県と愛媛県警察の間で、平成10年に県境付近における相互協力協定を結んでおります。その協定につきましては、急を要する事案が岡村島で発生したような場合、愛媛県警察の管轄区域でありますけれども、当県の警察官が岡村島の全域におきまして被害届けの受理、それから被疑者の逮捕、関係者の確保、現場区分等の応急措置を行うということが可能となっております。

また、愛媛県警察の警察官も、当県の管轄区域である大崎下島、それから平羅島、中ノ島の地域におきまして、同様の応急措置を行うということが可能となっております。

実際の取り扱いでございますけれども、当県の警察官が岡村島での事案に対応し

ておりますのは、年間2～3件ぐらいございます。最近では、山林火災とか漂流遺体事案の際に、関係者から事情聴取等を行っております。

それから、平素から県境を管轄する木江警察署及び今治警察署におきまして情報交換を行っておりますが、夏祭り警備の際には、双方が連携をとりながら対応するという良好な関係を保っております。

条例を可決していただきましたら、この後は、広警察署が県境を管轄するということとなります。引き続き事案発生時には、協定にのっとりまして適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○要望（大曾根委員） 今、答弁を聞きまして安心しました。かつて川尻町が呉市に合併する前に、川尻町で火災が発生して、呉市の消防車が駆けつけたのですが、区域外ということで川尻町へ入れなかった。それで川尻町の火災が全焼となり、大変問題になったことがありました。管轄区域を越えた縦割り行政の中で、身近でそういう問題も起きたということもありましたので、県境を越えた協力体制はどうかと、特に太田川の水が愛媛県まで行って、広島県は県境を越えたうるわしい協力体制もありますから、心配して質問したのですが、お伺いして安心しました。しっかりやっていただきたいと思います。

○質疑（下原委員） 広島県警察本部の組織に関する条例の一部改正についてお伺いしたいと思います。

オウム真理教による犯罪行為の被害者等に対しまして、国が見舞金的性格の給付金を支払うための法律を新たに制定されたことに伴う措置と伺っております。この給付金の対象事件、被害者支援等給付金の対象事件にはどのようなものがあるのか、そして全国及び県内で対象となる犯罪被害者の数、具体的な給付金の額についてお伺いしたいと思います。

○答弁（警務部長） オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律についてでございますが、まずこの法律によりまして給付金が支給されます対象事件ですが、平成7年3月に発生いたしました地下鉄サリン事件、平成6年6月に発生しました松本サリン事件、サリンを使用した弁護士殺人未遂事件の3つの事件、それから平成6年から平成7年にかけてVXという毒物を使用した3つの殺人事件、殺人未遂事件、それから弁護士一家の殺人事件が平成元年に発生をしておりますが、こういったオウム真理教によります殺人、殺人未遂等合計8つの事件が対象となっております。

それから、被害の対象者でございますが、現在確認されております対象事件の犯罪被害者は、国家公安委員会の資料によりますと全国で約6,600人、県内におきます犯罪被害者は現在把握しておりますのは2人となっております。

ただ、これらの被害者の中には、被害当時の住所地しか把握されていない方もおられるわけございまして、事件後相当期間が経過しておりますので、転居等された方も多数おられると考えられます。

したがいまして、現時点におきまして県内2人と申し上げましたけれども、正確な数字が現時点でわかっているわけではございません。

それから、具体的な給付金額でございますけれども、死亡された方の御遺族に対しましては2,000万円、障害が残られた方につきましては障害の程度、等級等に応じまして500万円から3,000万円、傷病を負った方につきましては、通院加療日数に応じまして、1日以上1カ月未満であれば10万円、1カ月以上の通院加療を要したということであれば100万円を一律に支給することになっております。

○質疑（下原委員） 世界には、いろいろな考え方、人間も存在するわけであり、大変な事件でございました。

それで、先ほど御答弁の中で県内は今のところ2人ということですが、ぜひこれからはもしっかりフォローしていただきたいのですが、いまだ把握されていない犯罪被害者への周知というのはどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（警務部長） 犯罪被害者等の方々への周知につきましては、非常に重要な、本制度の根幹にかかわることだと考えておりました。既に先ほど申し上げましたように、確認された犯罪被害者等の方々に対しましては、11月28日に警察庁から当該給付金の制度に関する案内文、広報用パンフレットを郵送により個別に通知を行っております。

それから2つ目の、その他の一般の県民につきましては、広報用ポスター、パンフレットが警察庁から来ておりますので、これを警察署等に配付して周知を図るということと、あと県警察ホームページに制度説明の掲載をしております。それと、警察署や交番、駐在所の広報紙に掲載するというので、そのような措置をとり、あらゆる機会を通じて周知を図りたいと考えております。

○要望（下原委員） 法律の趣旨にのっとり、オウム真理教の犯罪被害者等に給付金が早期に給付されるよう、また、関係の事務を適切に処理していただくことを要望します。

○意見（門田委員） 先ほど説明がありました今回の給与改正に伴う4,100万円の増額補正について、この委員会において、私の意見を述べさせていただきたいと思っております。

実は、昨日の一般質問でも、今大変厳しい雇用情勢になっていることが強調されておりました。私自身も共感する部分が随分ありました。例えば、派遣先の都合でいつ解雇されるかもしれない、不安定で非人間的な立場に常に置かれている。これは派遣の方のことです。また、そういう方々の解雇通告が出されると報道され、多くの非正規労働者が深刻な生活不安に立たされるということを強くおっしゃっていました。まさに、現在の状況はこうした環境が日に日に広島県民だけではなく、全国を覆いつつあります。そういう情勢の中で、今回追加増額補正を出されることについて、私は県民の目線で見るときに、いかなるものかと非常に疑問を持たざるを得ないのです。

公務員の場合、労働基本権が一定の制約を受けている。したがいまして、通常の

民間の場合であれば3月までの春闘、あるいは4月以降の状況を踏まえて新しい給与が決まっていますが、それらを踏まえながら人事院勧告あるいは人事委員会勧告を受けて給与を確定していくという大原則があるわけです。それを否定するものではなくありませんし、可能な限り4月1日にさかのぼることも否定するものではありません。

ただ、過去の広島県の例を見ても、完全実施でない年もあるわけです。そういうことを考えたときに、今の県民の置かれている状況を見れば、今この時期にそういう形で国家公務員がやっているのだからという理由だけで、議案をお出しになられるのはいかななものかと疑問を持たざるを得ません。しかも、この追加議案が9日に県議会に提案されて、本当に時間がありません。十分な議論ができないままに、ここで一つの議案として採決されるのは、私は時間的に余裕がなさ過ぎる、そういうことでいいのだろうかという疑問を持たざるを得ない。そういう疑問を持ちながら、きょう、この場に臨んでおります。

したがって、採決の結果がどうであれ、私は反対の思いを表明したいと思っております。

○意見（平委員） 確かに9月以降の経済情勢の悪化は、想定をかなり上回る、こんなひどいことになってくるとは思ってもいなかったぐらいひどいと思います。

今、門田委員がおっしゃったことは理解できる部分もあるのですが、一方でさっき話があったように人事委員会制度は、御存じのように地方公務員法によって定められている制度で、その制度と今の経済情勢をどう考えるのかという非常に難しい問題になっていると思うのです。

もう一つ、私がここで考えたのは、人事委員会は4月時点での官民の給料比較をして、0.28%低いというので、地域手当に加算することになっておりますが、それは、給与カット前の比較なのです。県の職員も警察官も含めて、皆さん給与カットをずっとしていますけれども、給与カットする前の比較が0.28%で、カットした後の比較でいったら4.23%と差があるのです。それもまたやはり加味して、この件は考えるべきであろうと思います。ですから、総合的に考えますと、きょう説明があった補正予算、9,000万円余りではありますが、私は賛成する意見を申し上げます。

○意見（宇田委員） 私たちは本当に県の財政とかいろいろ厳しい中で、議会にも給与カットがありますが、職員の方々にも大変な給与カットをお願いして、じっと耐えていつかよくなる、あるいは公の立場でございまして、一生懸命やってこられたものと思います。

その中で、今回こういう提案をされたわけですが、私は多くの県職員はせっかくここまで耐えて頑張ってきて、しかも100年に一度と言われる事態になって、あえて給与を上げるような格好をされることは、むしろ今までやってきたことが水泡に帰するように感じられているのではないかと思います。

今、急激に経済情勢が変わり、相当な数の契約社員が解雇されたり、あるいは倒

産すればみんな路頭に迷うわけですから、その中で、公の人間がそのことを理解しないのは恐ろしいことです。今、官民一体となってこの100年に一度の危機に向かうに当たって、民の方々の不信感をぬぐうことをしなかったら極めて問題です。多い金額ではありません。小さな金額ともいいますが、これが県全体にあるいは日本全体に影響する恐ろしさを我々政治家は、また公務に携わる者は理解して、この問題については、今回はパスをして胸を張って上げられるときに上げればいい話であると私は思い、意見を述べさせてもらいました。

○意見（下原委員） 今の追県第15号議案に関しましては、先ほどからいろいろと意見が出ているようでございますが、昨日も、私どもの会派の杉西議員から本会議場でこのことについての質問をされたり、先ほどからございますように、100年に一度という不況の中で上げていいのかどうかという議論もあつたりするわけで、もちろん私ども議員も既に12.5%のカットもいたしておりますし、県職員もカットされている中で、そのところが恐らく目立たないで今回の人事委員会勧告に従って引き上げるといふことは、県民には絶対理解できない感じがいたしてなりません。

そこで、追県第15号議案に関しましては、分離採決をお願いします。

(5) 表決

追県第15号議案 … 原案可決 … 賛成多数

追県第15号議案を除く付託議案2件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（栗原委員） 昨日、警察庁で通信指令の強化についての指針がまとめられたという新聞記事を見ました。この内容によりますと、無差別殺傷事件であるとか集中豪雨など初動の難しい事案に素早く適切に対処するため、優秀な人材の配置などを全国の警察に促すという内容でございました。

具体的には、栃木県鹿沼市でありました集中豪雨で水没した乗用車内で女性が死亡した際、県警が通報を受けながら別の冠水事故と混同していたミスがあったこと、それから昨年5月、愛知県長久手町の立てこもり事件、最初に現場到着した警察官が防弾チョッキを着用せず、不用意に近づき銃撃された。こういう事例をとらえて、初動の段階での取り組みの重要性が言われてきたわけであり、それに対する対処の指針をまとめられているようであります。それによりますと、今後、人員配置の見直し、担当職員の意識改革、それからシステム整備などを行っていくということでございます。先日、私どもの会派としても、この緊急通報システムの施設視察もさせていただいたわけでありまして、そのときにもいろいろとお話をお伺いしましたが、担当職員の意識改革であるとか、こういったことについては人員配置の見直しになるということですが、広島県警察本部としてはそのあたりについてどういう現状認識、それから、今後取り組まなければならないことをどう認識されているのか、お聞かせください。

○答弁（地域部長） 今の御質問の件でございますが、警察庁から先ほどありましたよ

うな指針が出されております。その内容については具体的にはまだ決まっていないのですが、まず本庁から初動警察刷新強化をするということで指示が入っております。そして、これから警察庁から各県で委員会を設置してもらうということを、現在私の方は伺っています。

それで、現在、どのようなことを司令室等を中心として初動警察でしているのかという御質問でございます。まず、意識改革の件でございますが、これは本年4月以降、先ほどありました愛知県や栃木県の事案を踏まえてかなり強化してまいりまして、例えばレスポンスタイム、早く現場に行くということでございますが、これも約8分かかったものを今7分30秒まで短縮しております。

そして、なかなか110番に出ないという滞留というのがあるのですが、昨年1日平均11件ぐらいだったのですが、今2件ぐらいまでに減少させ、かなり意識改革と技術改革をしているところでございます。また、システムについては、これから警察庁の指針に基づいて委員会を設置して関係部門と協力して、よりいいものに進めていきたいと考えております。

- 要望（栗原委員） 先日も施設を見せていただきまして、一生懸命24時間体制でやっ  
ていらっしゃる状況については把握してきたつもりでおります。システムの更新時  
期も迎えているというお話もありまして、システムの充実、それから先ほどありま  
した担当職員の意識改革、今回のいろいろな事案につきましても、やはりシステ  
ムの充実も大事なのですけれども、担当職員の意識改革が非常に大きな問題とし  
て取り上げられたのだらうと思います。初動時のスタート段階での判断が非常に重  
要な位置づけになることは、皆さん御承知のとおりだと思いますので、ぜひともこ  
うした意識改革とともにそうしたシステムの充実を要望しておきたいと思いま  
す。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時21分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

(7) 付託議案

追第15号議案 「平成20年度広島県一般会計補正予算（第4号）中所管事項」を議  
題とした。

(8) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（門田委員） きょう一般質問では、現在の日本あるいは我々広島県民を取り巻  
く雇用情勢が非常に厳しいという質疑がありました。そのことについては、私自身  
も同じことを思っています。また、そういう状況が日々進んできている。しかも、  
具体的にいろいろ資料を見ますと、前年度に倒産とか、あるいは建設業で言えば落  
札の状況が本当に厳しくなっている、こういうことが日々進んでいるわけでござ  
います。

そのような雇用情勢の中で、今回この増額補正については金額的にはそう大きな  
金額ではないのですが、考え方として、私は疑問を持っております。というのは、

地方公務員の場合、人事委員会勧告を受けて給与が決められる。そのときに完全実施ということになれば、4月1日までさかのぼって適用ということになるのですが、これはやはり皆さん方の労働基本権と申しますか、そういう部分が民間とは違い制約されていることを考えますと、原則として当然のことだろうと私ども理解しているつもりでございます。

しかしながら、過去の広島県の例を振り返ってみましても、全部、勧告どおり実施されたかどうかは例外もあります。それらのことも考えてみるときに、現在取り巻かれている状況を考えますと、今ここでそのことを取り上げるのは、本当に日本一住みやすい広島県を目指すという知事の思いを素直に受け取ると、少し県民に対して優しさが足りないのではないかと思わざるを得ません。

そのような意味で、私は、本来もっとそのことが県民に説明されるべきである、その説明が足りないという部分で申しますと、我々議会も、この前、提案されて、きょうこの場で一定の結論を出すのは、時間がなさ過ぎる。そういう意味でも私は非常に、今なぜこの時期にと思わざるを得ません。いろいろ考えてみますと、私は今回ここで付託議案として採決されるわけですが、結果としては疑問を持ってやらざるを得ない、特にこの委員会においては雇用、商工労働という部分がありますので、私は商工労働局長の感想を聞きたいと思います。

○答弁（商工労働局長） 我々公務員の場合は、今、委員から御指摘がございましたように、法律で労働基本権制約の代償措置として人事委員会勧告制度がございます。これまで長い経緯がございまして、委員御指摘のように、過去若干、勧告どおりに実施できなかった時代も確かにございます。

今回、我々もいろいろ議論した中で、労働基本権制約の代償としては、やはり人事委員会勧告は最大限尊重すべきものであるということとあわせまして、平成17年からずっと給与抑制措置を続けております。これは、ほかに類を見ない長い期間でございまして、内容も極めて厳しいものであると私は考えております。

この間、財政健全化に向け、第1次、第2次と健全化に向けた取り組みを始めまして、第2次の中では、具体化方策を2回にわたって定めて、健全化に取り組んでいる最中でございます。この間、平成17年から始まったものが、第2次の新たな方策が終わります平成21年度まで人件費で申し上げますと600億円余りの額を職員から協力してもらっているという現状もございまして、このあたりを勘案いたしまして、今回この時期に提案させていただくということになりました。そういった点もぜひ御理解いただいた上で御判断を賜りたいと思います。

(9) 表決

追県第15号議案 … 原案可決 … 賛成多数

(10) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（金口委員） それでは、12月3日の委員会でも話のありました、内定取り消しのことに関して、何点かお尋ねしてみたいと思います。

きのうの新聞の1面によりますと、内定取り消しが携帯電話で行われるという大変ショッキングな記事が載っております、皆さんごらんになられたと思います。

私たちの情報源は、マスコミの方が豊かでありまして、貴重な情報源になっておりますが、新聞を見まして、この秋からの景気後退がもろにこの春の採用に響いていることを、しみじみ実感したわけでありまして。

県議会、国会も景気後退が本当に雇用不安とか社会不安を助長していると感じているわけですが、当局といたしまして、このことを、これまでもいろいろ答弁されてきておりますけれども、現状把握はどのようにされているのか、まず尋ねてみたいと思います。

その前に、この間の委員会のときに、高校生は内定取り消しはないという答弁でしたが、これこそ日に日に状況が変わってきておりまして、やはりその辺もここに来て、やはり情報を的確に収集することも大切だろうと思っておりますし、我々にその情報を知らせるということも皆さん方の責任だと思っております。ぜひ、現状につきまして答弁をいただきたいと思っております。

○答弁（雇用人材確保課長） 前回の委員会で御報告いたしましたのは、労働局から収集した情報でございますけれども、県内6大学で8人、それから専修学校で2人ということで、7大学等で10人と御説明いたしました。

その後、これは昨日県教委から情報を収集したのでございますけれども、県内の2つの県立高校で2人の生徒が内定取り消しを受けているという情報を受けています。それで、この2人の生徒に対しましては、学校所管のハローワーク、それから学校の就職担当教員が、就職先等のことでいろいろ支援を行っているというところでございます。

それで、そもそもこの情報の収集の仕組みということでございますけれども、採用内定取り消しを行う企業につきましては、これは職業安定法第54条に基づきます同法施行規則第35条の規定によりまして、あらかじめハローワークと大学に通知するというようになっております。この通知は都道府県労働局長を経まして厚生労働大臣に報告しなければならないとされておまして、大臣が必要に応じて労働者の雇い入れ方法の改善等につきまして、企業を指導することができるという規定になっております。

そういうことで、私どもは、労働局等から情報収集をすることになるわけですが、基本的に法律に基づいて情報収集しているということですので、個別の企業名等ということについては、私どもは収集することができません。ですから総括的な数字での情報収集しかできないことになっております。

今回、麻生総理大臣が、悪質な内定取り消しにつきましては公表するというところをおっしゃっておりますけれども、それも職業安定法施行規則、これは省令でございますので一部改正して、公表できる旨の規定を盛り込まれた上で、恐らく悪質な企業については公表がなされると考えているところでございます。

それと、私どもがこれからどういったことができるかということでございますけれども、例年6月に高等学校卒業生の就職関係の充実についてということで、県立高校を所管いたします県教委、私立学校を所管いたします環境県民局、それから私ども商工労働局と広島労働局、この4者が一体となりまして、経済団体に要請活動を行っております。今回のこのような事態を受けまして、求人確保、雇用の維持、並びにこういった新規学校卒業者の採用内定取り消しの防止ということにつきまして、要請活動を行おうということで現在準備を進めているところでございます。

○質疑（金口委員）　さまざまな活動をされていることに敬意を表したいと思います。

先ほど雇用人材確保課長が言われました、特に悪質というとらえ方ですが、これは言葉だけでは理解しにくいところがあるのですけれども、特に悪質というのは、どの辺をとって判断なさるのですか。

○答弁（雇用人材確保課長）　これにつきましては、まだ国でどのあたりを基準にされるかということを検討されていると思いますので、今私がこのようなものが特に悪質なものであるということでお答えすることは難しいと思いますので、差し控えさせていただきます。

○質疑（金口委員）　内定取り消しというのは、やはり労働契約上は解雇に当たるということになります。そうした場合、それは即労働委員会で話し合うということはないのでしょうか、例えば労働委員会の場合、そのことについてどういう御見解をお持ちか、参考にお聞きします。

○答弁（労働委員会事務局次長）　昨今の景気後退による解雇の問題がストレートな形で、違法な解雇につながっているとは必ずしも思いませんが、いろいろな事情をかぶせて労働者個人を解雇する事例というのは、散見されるようになってきていると思っております。そういう場合、私どもは個人のあつせん、調整業務を県の条例に基づいて処理しておりまして、そういう事例があれば積極的に対応していくという状況でございます。

○質疑（栗原委員）　私は今の県経済のいろいろなこうした深刻な影響についての質問を何点か、させていただきたいと思っておりますけれども、まず最初に、今回知事が発表されました5年ぶりに設置される全庁組織の産業・雇用対策本部の具体的な内容がはっきりわからないのですが、今後どういう取り組みをこの本部でされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（総務管理部長）　産業・雇用対策本部の御質問でございますけれども、これにつきましては大まかに2つございます。

1点目は、今商工労働局で先行対策をやっていますが、これを横断的に、かつ全庁を挙げて産業・雇用対策についての検討を行う、直ちにできること、来年度予算に盛り込むことを検討する。

もう一つは、今国で追加の雇用対策を考えており、来年早々にもという話もありますけれども、その中で地方公共団体に関係のあります、仮称でございますけれども

も、ふるさと雇用再生特別交付金、それともう一つは緊急雇用創出事業というのがあります。これはまだ説明がないので具体的なことはわかりませんが、1点は地方公共団体みずからが雇用を創出するために人を雇うことができる。もう一つは、企業が事業をつくることにより雇用を促進するという二通りというふうに聞いています。まだ要綱がはっきりしませんけれども、我々としてはこれは全庁的に対応すべきものと考えておりますので、事前に連携をとって、国の対策なりが来たときに直ちに対応できる体制をとりたいというのが目的でございます。

○質疑（栗原委員） この産業・雇用対策本部は、非常に大事であろうと思います。また全庁挙げての取り組みということで具体的な取り組みを行っていただきたいわけですが、国の雇用対策については、具体的な中身はわからないと県の対応も難しいと思うのですが、県の中で、独自の経済雇用対策についてはどう考えておられるのか、それから先月の委員会でも若干お話が出ておりましたけれども、先ほどからあります派遣労働者の住宅対策の問題であるとか、いろいろと今話題になっておりますが、それらもひっくるめたいろいろな取り組みがなされるところであるわけですが、もう少し取り組みを教えてください。

○答弁（総務管理部長） 具体的な施策については、今、来年度予算に向かって検討しております。それはその時期にまたお話しすると思いますが、我々としては、現状がごらんのように厳しい雇用環境と認識しておりまして、それに沿って対応できるような、例えば中小企業に対する融資等につきましては借りやすいとか、雇用対策におきましても、例えば、雇用する場合に、国のいろいろな事業がございますけれども、それが余り周知されていない、余り使い勝手がよくないという側面があります。それらについては関係部局等をもっとしっかり指導していってくれといった要望を含めて、全体的な対策を考えていきたいと思っております。

○要望・質疑（栗原委員） 実効ある取り組みをぜひともお願いしておきたいと思っております。

続きまして、もう一つは2009年問題ということが今言われておりますけれども、派遣社員の受け入れ可能期間が、多くの企業で来春以降に切れるという問題が、今出ております。

派遣社員の正規雇用への道を開くという意味で、非常に意味のある内容になると当初は言われておりまして、その状況で進んでいたわけですが、この景気の状態の厳しさの中で、この問題が派遣社員を切る方向に使われていくのではないかとということが今懸念されております。この2009年問題を理由にまた派遣社員を切るということがこれから拡大すると非常に心配されるわけですが、この問題について県として今どういうふうにしておられるのか、またこれからどう取り組もうとされているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（労働福祉課長） いわゆる2009年問題は労働者派遣法の規定の中から出てきた問題でございます。労働者派遣法は昭和60年に制定されたわけでございますけれど

も、さまざまな改正を経まして、平成15年に製造業への派遣が解禁になったというところが一つのポイントでございまして、さらに平成19年3月に派遣期限を当初1年だったものを3年に延ばすということで、これは平成18年4月にさかのぼって認めるということになりましたので、平成18年に派遣労働者を受け入れております企業につきましては、平成21年、2009年がちょうど3年目に当たるということで、一気に期限がやってくるというのが2009年問題でございます。

3年を経過いたしますと、受け入れております企業では、法律上では基本的には派遣は臨時的あるいは一時的な業務についてのみ派遣を認めるということでありますので、3年を超えますとこれは継続的な業務だとなりますから、企業といたしましては派遣から直接雇用にかきかえる、あるいは請負制度を利用する、あるいは極端に言いますと、その業務を停止するかということになるわけでございますけれども、そういった点で御承知のとおり、経営サイドの問題という形でとらえられていたというのが実情でございます。

御指摘のように、急激な経営環境の悪化ということで、今申しました3年という期間より早い時期に雇いどめでありますとか、解雇といったものが出ておまして、それにつきましては今後対応をとっていかうという状況でございます。

平成19年就業構造基本調査の結果でございましてけれども、県内には、1万5,000人余りの派遣労働者がおられるという状況でございまして、この3年を経過するときの対応についての問題はやはり残っていると認識しております。

これに対しまして、県といたしましては、指導・監督の権限を持っております広島労働局との連携が必要でございまして、企業の必要な対応についての広報あるいは周知・啓発が重要だと考えておまして、わーくわくネットひろしまでありますとか、広島県労働協会のセミナー等で企業への周知を図るというのが現状でございます。

今後は、広島労働局との連携が極めて重要でございまして、情報のやりとり等を経まして、必要な対応をとってまいりたいと考えております。

○要望（栗原委員） この問題は、景気回復の時期であれば何ら問題もなく、派遣社員の正社員化ということになったわけですが、これから、来年3月に向かって、景気状況は決して予断を許さない状況になってきますので、この問題が目の前に存在していることをしっかり認識していただいて、派遣社員の雇用をできるだけ守るような県としての対策を、手早く打っていただきたいと思っております。

○質疑（下原委員） 経営支援特別資金の制度設計の考え方について質問したいと思います。

経済問題は非常に深刻な局面を迎えているわけですが、とりわけ中小零細の企業におきましては、非常に収益の悪化あるいは売り上げの減少というのは、私が申し上げるまでもなく大変厳しい状況にあるところでございます。

国においては、10月31日から緊急保証制度の取り扱いを開始されまして、保証対

象業種の拡大、それから保証枠も大きくなってきていると伺っているのですが、本県でもいわゆる年末年始の資金需要に対応するために、先ほどの説明でございますが、経営支援特別資金を12月4日から取り扱い開始されました。この1年間を振り返ってみても、さまざまな制度的なものも含めて、例えば建築確認等の手続の大幅遅延を原因とする資金繰りに対応した資金、そして公共事業の執行保留や原油高騰に対応した資金の創設を、機動的に対応していただいたというのは評価しているわけでございます。こうした中で、特別資金も必要に沿った利用しやすい制度にしなければならないと思いますし、また金融機関や信用保証協会等の積極的な取り組みもなければこの制度は生かされてこないと思っております。

そこで、今回の経営支援特別資金の制度設計についての考え方をお伺いしたいと思います。

○答弁（金融課長） 今回の特別資金の制度設計についてでございますけれども、大きく分けて3つのポイントがあります。

1つは、先ほど委員がおっしゃられました年末、年度末の資金需要に対応するため、現行の融資枠の範囲内で取り扱いを開始しました。

2番目ですが、融資期間の延長に関しまして、企業ニーズを踏まえて、従来の5年を7年間に見直しました。

3つ目ですが、特別資金の対象要件を、今回の国の緊急保証制度の認定要件に合致させました。

そうしますことで、有利な条件で保証を受けることができるよう設計しました。大体こういったところが制度設計であると考えております。

○質疑（下原委員） 年末、年度末の資金需要が逼迫している中小企業の資金に対応するというところでございましたが、県だけで言っても、資金を受ける側にとってわからなければ使えないということがあるわけでございます。十分な周知徹底をされまして有効活用していただきたいと思うわけでございます。

また、この融資枠についても、事業資金を必要とするすべての事業者に対応できるような融資枠を確保する必要があると思っておりますけれども、こういった状況の中で、企業の資金需要に対応できるのか、そして先ほど申し上げたある程度の周知方法をどのようにしておやりになるのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○答弁（金融課長） 制度の周知についてでございますが、まず一つは、県のホームページに新しく掲載しております。それから、制度融資全般につきましては、取り扱いの金融機関でありますとか信用保証協会、それから商工会議所といった関係機関を通じました広報、おのおののホームページにも掲載いたしまして周知を図っているとござります。

また、融資枠についてでございますけれども、年度末まで4カ月あるということでは30億円を確保しております。この30億円は、これまでいろいろな特別資金をつく

っておりますけれども、その利用実績から見まして、資金需要に対応できると考えております。

○要望（下原委員） 30億円で足りると見込んでおられるということですが、使わない方がいいにこしたことはないのですけれども、もし足りなかったらまた別の考え方も出てくるだろうと思います。

そうは言いますが、サブプライムローンが発端と言われますけれども、いつの時点で、どのように、景気が回復するのか、ちまたでは1年とか2年とか、いろいろな見方はあると思いますが、長期間かかるというのは多分間違いないと思っております。

この中小企業を取り巻く環境が長引けば長引くほどますます厳しくなると予測もされるわけでございます。そのために引き続き迅速な金融支援による対応をしっかりとやっていただきますとともに、先ほど話もございましたが、企業の融資枠の確保と、信用保証の弾力的な運営に向けて、今回の制度融資が有効に活用されるように、中小企業金融の円滑化に向けた取り組みをしていただきたいことを要望いたします。

○質疑（門田委員） 関連で聞かせてほしいのですが、これはスタートしてまだ1週間くらいですが、現在どういう状況ですか。

○答弁（金融課長） 12月4日にスタートしまして、きのうまで実質は8日ぐらいになると思うのですが、今把握できますのは相談件数だけでございますけれども、きのうまでに29件の相談が入っております。

主な相談内容ですけれども、まずどういったものが対象になるかという対象要件に関するもの、手続に関するものが29件でございます。融資条件に対するもの、融資期日とか期間の相談に関するものが29件ありまして、この中で信用保証制度の利用に関するものが10件ということになっています。

ちなみに、相談された業種ですけれども、例えば自動車部品製造とか電子部品製造の下請事業者といった製造業の方ですとか、建設工事の下請事業者とか、それから自動車関連部品の輸出業者とか食料品の輸出をしている業者とか、それから例えば建設関連の製造を行う下請事業者といったサービス業の方ということで、かなり幅広く、相談電話なり窓口に来られています。

○質疑（門田委員） 今後ともいろいろな意味でさらにふえてくるのではないかと思いますけれども、そこで金融機関はどういうふうにかかわるのですか。窓口をしているのは間違いないのですが、金融機関はどの程度そこで交通整理をしたり、あるいは融資できますとか、無理ですとか、どうかかわってくるのですか。

○答弁（金融課長） 県の特別資金制度の場合ですが、まず事業者の方は、一般には金融機関に行かれます。金融機関へ行きましたときに一番重要となるのが、やはり信用保証がつけられるかどうかということがあると思います。書類は金融機関から信用保証協会に流れるのが基本でございますが、信用保証協会から入っていく業者の方もいらっしゃる。信用保証をつけるという前提で金融機関がどこまでの額を

貸せるかというところで判断は入ると考えております。

○質疑（門田委員） この制度の場合、金融機関の判断が入ると答弁されましたが、現実にもう入っているのです。だから金融機関のところだとまってしまって、進まないということで、私のところにも問い合わせがあるのですが、それでは制度の趣旨が活かされないではないですか。

○答弁（金融課長） 一般的にはおっしゃるとおりで、金融機関が前向きに融資をしてもらうという姿勢で見ていただくことが一番いいと思います。特に、県の税金を投入した制度融資でございますので、できるだけやっていただきたいと思っています。

ただ、保証制度の場合は、保証つきということですので、法律に基づいた保証枠がありまして、これを超えてくるとなかなか難しいということになるのではないかと思います。

しかし、例えば先ほど言いました国の緊急保証は違います。利用することでかなり枠的にはふえてくる可能性が高いのではないかと思います。

実際、事業者の方も99%の方は本当に頑張っておられて、何とかしてほしいという気持ちを金融機関や保証協会の方も受けとめていただいていると思うのですが、中にはそうでない方もいまして、それがやはりあるときクローズアップされているということはあると思います。

要するに、千に一つかもわからないですけども、一種の放漫経営が今でもあるというのは確かだと認識しております。ですから、先ほども言いましたように、金融機関、信用保証協会も長い目で、例えば事業計画を見られて、できるだけ多く貸していただけるよう、弾力的に運用していただきたいというのは、金融機関、信用保証協会に対してもお願いしております。

○要望（門田委員） 最後におっしゃったところなのですが、保証協会もさることながら、金融機関にもっと強い指導をしてほしいと思います。

○質疑（下原委員） きのう金融機能強化法が参議院で否決されました。きょう恐らく再議決ですが、もし国会を通過した場合、国がいわゆる貸し渋りなどをきちんと規制するという事なのです。県として、そのことにつきまして感想があればお伺いしたいと思います。

○答弁（金融課長） 感想ということで言わせていただきますと、今回、緊急保証制度の対象業種が拡大され、ある程度セーフティーネットが使いやすくなった。しかしながら、もう一方の貸し手側の金融機関の資本の問題がいつもつきまとい、貸し付けをふやすと自己資本比率が減るため、金融機能強化法で資金の注入ということがあれば、金融機関としても前向きな融資ができるのではないかとということで、歓迎する気持ちでおります。

○質疑（大曾根委員） 広島県としても産業・雇用対策本部を設置されて、横断的に、そして、国のいろいろな施策に対応してこれから頑張るとということで、評価しております。

これから、労働局はやはり雇用調整に重点を置かれると思いますが、県内の大企業そして中小企業の実態をしっかりと産業・雇用対策本部で把握する中で、商工労働局が中心になると思いますが、これから総合的に本当に県民が安心できるような対策をやっていただきたいと思います。

そういう中で、配付資料の「県内企業の派遣労働者等の雇用調整への対応について」の中の、広島県の労働者支援の欄に、「マツダ(株)雇止め派遣労働者を対象とするミニ企業交流会の開催」と書いてありますが、派遣労働者が解雇され、あるいは契約解消される中で、再就職の道を開ける企業を探すことが本当に大変だろうと思います。

余り今まで耳にしなかったのですが、このミニ企業交流会は3回目だと聞いておりますが、今後これをどう広げていくのか、これまでの実績と、現段階における見通しはどうなっていますか。

○答弁（雇用人材確保課長） 今回3回目ですが、2回目は11月28日に、県の施設でありますひろしましごと館の中のひろしまジョブプラザで行いました。そのとき16人参加していただいたのですが、そのうち5人が派遣労働者の方でございました。ただやはり、派遣労働者の方にとって、より身近なところで開催させていただいた方がいいかと思ひまして、今回は、ふれあい会館を貸していただきまして開催することになりました。

それから、今後の見通しでございますけれども、労働局は県内の企業にアンケートしまして、今114種400人ぐらいの採用をしたいという意向があるというところまではまとめておられます。

私どもは、11月25日に就職ガイダンス、企業ガイダンスを行ったりしましたが、そういったところに御参加いただいた企業も含めまして、労働局と連携をとりながら、そういった企業に声をかけてまいりたいと考えております。

ことは少し難しいと思いますが、来年1月中にはそういったことで労働局と共催でもう少し大きな形で就職面接会を企画してまいりたいと思っています。

○質疑（大曾根委員） もう一つ私が心配しているのは、派遣会社の経営状況はどうなっているのかということです。

派遣会社は、やはり派遣するという行為があって経営が成り立ってきているわけですから、ここへ来て派遣会社が倒産するという危険性がかなり強まってきているのではないかと思います。以前には、2009年問題ということで、これから派遣会社はやっていけない非常に難しい状況だということは聞いていたのですが、それを待たず、今の派遣会社の状況はどうとらえていますか。

○答弁（労働福祉課長） 労働者の動向につきましては、労働局への届け出は義務づけられておりますので、派遣労働者の増減につきましては労働局と連携する中で数字を把握させていただいているのが実情です。

派遣会社は、派遣元と派遣先との派遣契約に基づき、派遣をする人数に応じたも

のが収益につながるという構造になっておりますので、自然と派遣労働者数が減りますと、御指摘のように派遣会社の経営に影響が出てくるということは想像にかたくないと思っております。

現段階では、経営という視点での情報についてまだ把握していないのが実情でございますので、今後そういった点につきましても実情を把握できるように努力していきたいと思っております。

(11) 閉会 午後0時22分